

PEOPLE WITH LEGAL MIND



司法制度改革の一環で、一般国民の意思をより裁判に反映させる方法のひとつとして、参与員制度を家事審判だけでなく、人事訴訟にも取り入れることとなった(右頁・資料1参照)。離婚や親子関係に関する人事訴訟が地方裁判所から家庭裁判所に移管されたことに伴い、実際、人事訴訟において参与員制度がどのように活用されているのか。また、参与員の職務とはどのようなものなのか。

参与員に選任されるまで

参与員に選任されるまでの経緯をお聞かせください。

大澤 一昨年の秋、私が参加していた社団法人東京都小学校PTA協議会の理事会の席で、会長が参与員の話がきているということで希望者を募りました。10名ちょっとの理事会だったのですが、はじめはなかなか誰も手を挙げませんでした。そのような状況は、PTAの役員等ではよくあることです。お

互いに顔を見合っているのです。私は少し関心がありましたので、「それなら私もやりましょう」と最初から数えて3番目くらいに手を挙げました。その後、応募理由や履歴書を送付し、3人の裁判官と面接をしたところ、採用の通知が届いたという次第です。

参与員になろうと決心された理由は。

大澤 募集があったころは、ちょうど裁判員制度が新聞などで話題になっていたときで、参与員というのもそれと似たようなものなのだろうかと関心を持っていました。一般の人が審理に立ち会って、裁判官に意見を述べるというようなことは、そのような機会でもなければできないことですし、協力もしたいと思いました。

「参与員になるべき者」に選任されてからはほぼ1年ですが。

大澤 私の任期は2004年の1月1日から12月31日の1年間で、9月30日に来年も再び参与員をやるかどうかを打診されました。その時点では、まだ1度も事件を担当していませんでしたので、選任された以

大澤 滋 氏

東京家庭裁判所参与員

上は、せめて1度は参与員としての活動をしたいという気持ちもあり、「来年もやりたい」という希望を出しました。とはいえ、2005年も再び選任されるかどうかは分かりません。

最初の仕事きたのはいつだったのでしょうか。

大澤 昨年11月に離婚事件にかかりました。離婚事件については、参与員は通常男女1名ずつ指定されるので、私ともう一人女性の方と2名の参与員で審理に立ち会いました。失礼になると思い、詳しくは聞きませんでした。私と共に立ち会った女性の方はどこかの団体の推薦を受けたのではなく、家事調停委員 をしていると話していらっしゃいました。

立ち会の当日は、どのようなことをするのですか。

大澤 まず、審理の開始時間の30分前から、裁判官のレクチャーを受けました。その事件での争点は何か、これまでの当事者の請求内容や主張はどのようなものかをあらかじめ裁判官から教えてもらいました。

審理に入り、私もいくつか当事者に質問をしました。裁判官から「何か質問はありますか」というかたちで問われ、「これこれについて聞きたいです」ということを裁判官に伝え、それを裁判官が当事者に問うというスタイルでした。

審理が終わると、今度は裁判官と参与員が参与員室に入って、裁判官から意見を求められます。それについて思うところを率直にお話して終了するという手順です。この意見交換は、時間にすると30分くらいでした。

参与員は、法律家としてではなく、良識ある一般人として意見を述べるということですが、実際にはどのような意見が出たのでしょうか。

大澤 具体的な事件の内容は申し上げられませんが、当事者間で主張している具体的事実が相違している場合、一般的に考えて、「実際はこういう状況だったのではないのでしょうか」というような意見を述べました。

損害賠償の金額について意見を求められたりするのでしょうか。

大澤 はい、聞かれました。このくらいの額が妥当

資料1 新しくなった人事訴訟の概要

1 人事訴訟の家庭裁判所への移管

家庭裁判所が家事調停から人事訴訟まで手続全般を一貫して取り扱うことによる利便性の向上

2 家庭裁判所調査官による事実の調査の拡充

離婚に伴う親権者の指定などに関する審理の充実

3 参与員制度の拡充

一般国民の良識反映、国民の司法参加

4 手続全般の見直し

裁判上の和解により離婚が可能になったことを始め、手続全般の整備

出所：最高裁判所広報誌『司法の窓』(第64号2004年5月号)より

人事訴訟：当事者双方が言い分を述べ合い、言い分を裏付ける証拠を出し合った上で、裁判官が法律に基づいて判決することによって争いの解決を図る手続です。家事調停は非公開ですが、人事訴訟は特別な事情がある場合を除いて公開の法廷で行われます。

ではないかという意見も述べました。普段、PTAの関係で離婚したお母さんの話を聞くこともあり、子どもの養育費がなかなかもらえなくて大変だというような話も聞きます。金額を決めるのは難しい判断ですが、そのような自分のバックグラウンドも基に、率直に意見を述べました。

透明な気持ちで聞くことが大事

今日は、その判決が言い渡されたそうですが、いかがでしたか。

大澤 言渡しは非常に短時間で驚きました。判決の中身は、裁判官から聴きましたが私の意見が反映されているなあと思う部分もありましたし、もちろんそうでない部分もありました。裁判官のご判断もあるでしょうし、判例とのバランスもあるでしょう。私たちはそのような法律的なことは全く知らずに、自分が思ったことを率直に述べているだけですが、それこそが職務だと思っています。

初めての仕事を一通り終了して、参与員の仕事の難しさ等、感じたことはありますか。

大澤 これは私の性格もあるのですが、この仕事それがそれほど難しいとか、特に責任が重いというようなことは感じませんでした。もちろん気楽にできる

ことではありませんが、難解な法律用語がたくさん出てくるわけではありませんし、経験の豊かな裁判官がいっぱいいますので安心です。むしろ大事なことは、不公平にならないように透明な気持ちで見ること、そして裁判官、被告、原告の話をよく聞くことだと思います。

審理でどちらかの当事者に肩入れしてしまうということはありませんか。

大澤 私はPTAの役員を長くやっていたので、どちらかという「お母さんびいき」になってしまいます。PTAの役員にも女性が多いですし、その中には離婚の経験者もいます。どうしても女性側が子どもを連れてというかたが多いようなので、話を聞いて同情することもあります。

私と同じように、自分の仕事や立場によっては、誰でも少しはひいき目に見てしまうことはあるのかも知れません。しかし、そのあたりは裁判官もよくご存じだと思いますので、私の意見については、そのように見ていただいていると思います。

参与員のお仕事と普段のお仕事との両立は難しくありませんか。

大澤 この1年間に1件の裁判に立ち会っただけです。特に負担になったことはありません。それよりも参与員になったことで、普段の生活や仕事でも、話をするこゝろよく聞くことの重要性を意識するようになったことから、参与員に選任されてよかったと思っ

ています。

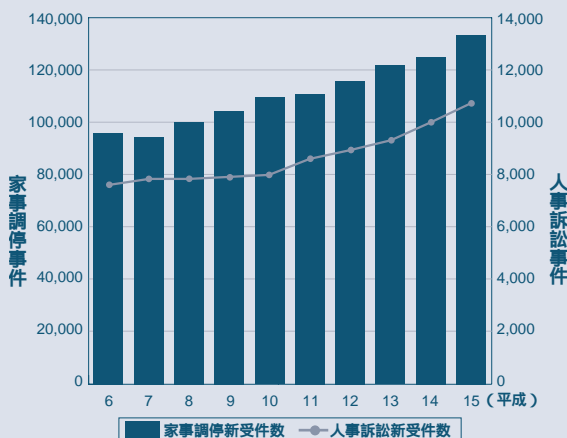
今後も参与員をやっていきたく思われますか。

大澤 そうですね。今の様子ですと、仕事に差し支えるほど審理があるわけでもないですし、今日電話が来て、明日が審理ということもないですから、そういう意味では、自分ができる範囲で、お役に立てるのであればやっていきたいと思っています。

また、今回離婚訴訟を見たことで、いろいろと分かったこともあります。離婚といっても別れることに争いはないということ、暴力に対するものとは別に離婚の慰謝料という争いもあるということ、これらが全部同じ裁判で行われるものだと、当初は勝手に勘違いしていたのですが、本来は、そうした争点の一つひとつが別々の訴訟等として起こされるものだったということを知りました。

このあたりのことは、一般の人は最初なかなか分からない部分です。とはいえ、それを全く知らないままでは参与員として不十分と思うので、今は勉強していきたいと思っています。ただ、一般人の良識とのバランスをいかにうまくとることが大事なのだと思います。ただ、あまり慣れてしまうと、今度は緊張感がなくなってしまうと思うので、そのあたりも今後注意する必要があるように思います。私は、今回1度経験してみて、そのあたりのことはよく分かりましたので、もし次回があれば、スムーズに職務をこなしていけるとと思っています。

資料2 家事調停と人事訴訟の新受件数



(注1) 司法統計による
(注2) 平成15年の件数は速報値である

出所：最高裁判所広報誌「司法の窓」(第64号2004年5月号)より

家事調停委員：家事審判官(裁判官)とともに調停委員会を組織し、夫婦関係の調整、離婚、生活費(養育費等)の請求、親権者の変更などの事件を取り扱う非常勤の国家公務員。当事者双方から争いの背景や事情を十分に聴いて、必要な助言をしながら話し合いを進め、争いの実情に応じた柔軟な解決を図る。家事調停委員は、原則として40歳以上70歳未満の者で、大学教授、弁護士、医師、不動産鑑定士、公認会計士などの専門家のほか、地域社会に密着して幅広く活動してきた人など、調停を担当するのにふさわしい資質、能力を備えた一般市民から選ばれている。

東京家庭裁判所参与員

大澤 滋(おおさわ しげる)

1955年東京都生まれ。法政大学建築学科卒業、一級建築士。2000年度～2001年度墨田区立小梅小学校PTA会長。2001年度墨田区本所地区PTA連合会副会長。2002年度社団法人東京都小学校PTA協議会理事。2003年度同委員。2004年度墨田区立小梅小学校PTA会長(現職)。2004年～2005年東京家庭裁判所参与員(現職)。

人事訴訟の 参与員制度に ついて

佐々木直樹氏

東京家庭裁判所主任書記官

1987年4月裁判所採用、司法研修所裁判所事務官。1990年4月東京地方裁判所裁判所書記官。1996年4月東京簡易裁判所裁判所書記官。1999年4月東京高等裁判所裁判所書記官。2002年8月東京家庭裁判所主任書記官(現職)。



現状は半年で10件程度

参与員制度の意義についておかがいします。

佐々木 家庭裁判所で扱う事件の多くは、夫婦、親子、兄弟姉妹間の紛争なので、法律家の目で見ただけではなく、一般社会における健全な良識に照らして、どのような解決が適切かという観点も必要になります。平成16年4月に、人事訴訟が地方裁判所から家庭裁判所に移管されたのに伴って、それまで家事審判事件で活用されていた参与員制度を人事訴訟にも導入することになりました(39頁・資料1参照)。

参与員は、各手続きでどのようなことをするのですか。

佐々木 裁判官とともに、家事審判事件の審理や人事訴訟事件の証拠調べ、和解の試みなどに立ち会って、一般の良識や地域社会の慣習などを踏まえた意見を裁判官に述べるなどして、紛争の解決を導くというのが参与員の役割です。

参与員はどのようにして選ばれるのでしょうか。

佐々木 家庭裁判所は、毎年あらかじめ、通常は1月1日に「参与員となるべき者」を選任します。選任されるための資格は、「徳望良識のある者」とされています。当庁では自治体や商工会議所、青年会議所などを通して募りました。年齢制限はありません。任期は1年で、再任されることがあります。

参与員を選任した後、家庭裁判所はどのよ

うにして運用していくのでしょうか。

佐々木 家庭裁判所は、あらかじめ選任された「参与員となるべき者」の中から、具体的な事件について参与員を指定します。その人数は家庭裁判所が定めませんが、離婚事件では、男女1名ずつの参与員が指定されています。このように参与員は、個々の事件について家庭裁判所から指定を受けたときに初めて、その身分を取得します。

現在、参与員が指定された人事訴訟事件は何件くらいあるのでしょうか。

佐々木 東京家裁では、昨年4月から10月までに640件の人事訴訟事件及びこれと密接に関連する損害賠償請求事件が提起されていますが、そのうち参与員が指定されたのは8件となっています。仕事を持っている参与員もいることから、参与員の負担を考え、争点が整理されて、証拠調べが行われる段階で参与員の関与を求めることになることが多いため、まだこの程度の件数にとどまっていると思います。

人事訴訟における参与員制度は、まだ始まって間もない段階ですが、何か課題等があるのでしょうか。

佐々木 現在は、離婚事件のうち、有責性や破たんの有無が問題となっている事案、慰謝料の額が問題となっている事案に参与員が指定されていますが、今後、人事訴訟で参与員制度をどのように活用していくかが課題になると思います。